

京都市訓令甲第2号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年5月2日

京都市長 榎 本 頼 兼

別表環境局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中「北部クリーンセンター」を「東北部クリーンセンター及び北部クリーンセンター」に、「その他の機械炉」を「東部クリーンセンター及び南部クリーンセンターの機械炉」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年5月7日から施行する。

(総務局人事部給与課)